明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

4・5　（略）
（削る）
（削る）
6　調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（施工安全企画室及びインフラ情報・環境企画室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
7　（略）
8　アセットマネジメント企画調整官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、社会資本の維持管理及び更新の効率化及び高度化に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。
9　（略）
10　事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官及び観光・地域づくり事業調整官は、調整官をもって充てられるものとする。
（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）
第二十五条　国際政策課に、インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。
2・3　（略）
4　国際建設産業戦略官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
5　（略）
6　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　（略）
二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際市場整備推進官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。
7～9　（略）
（不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官）
第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策企画官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）

2・3　（略）
4　環境・リサイクル企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）で建設残土その他の副産物に関するものに関すること。
二　直轄事業の施工方法（環境の保全に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
三　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
四　建設工事用機械に係る建設技術（環境の保全に関するものに限る。）に関する指導及び普及に関すること。
5　環境・リサイクル企画室に、室長を置く。
6　調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
7　（略）
8　交流連携事業調整官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、人の交流又は地域の連携に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。
9　（略）
10　事業総括調整官、交流連携事業調整官及び観光・地域づくり事業調整官は、調整官をもって充てられるものとする。
（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際交渉官、総括国際交渉官、国際協力政策調整官及び国際協力官）
第二十五条　国際政策課に、インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官それぞれ一人、国際交渉官三人、総括国際交渉官及び国際協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人を置く。
2・3　（略）
4　国際建設産業企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
5　（略）
6　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　（略）
二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業企画官、国際市場整備推進官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。
7～9　（略）
（不動産業指導室並びに不動産政策推進官及び不動産業監視官）
第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産政策推進官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）